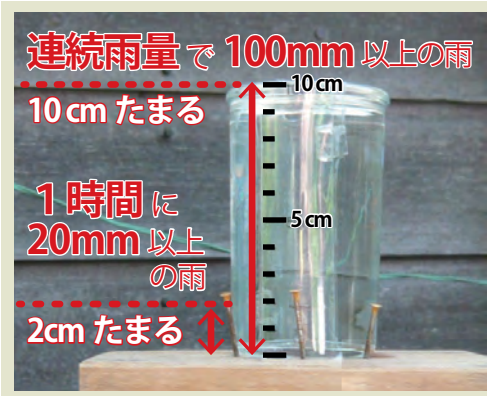


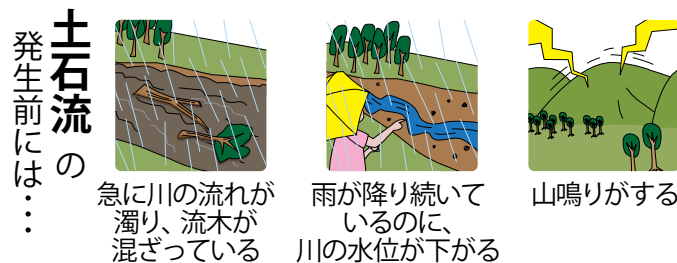
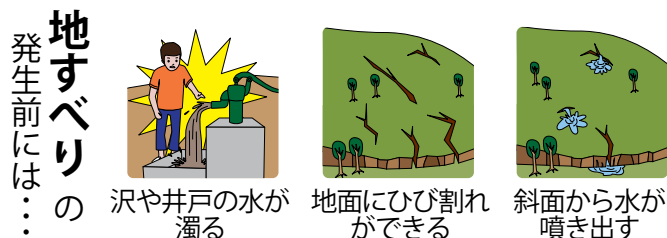
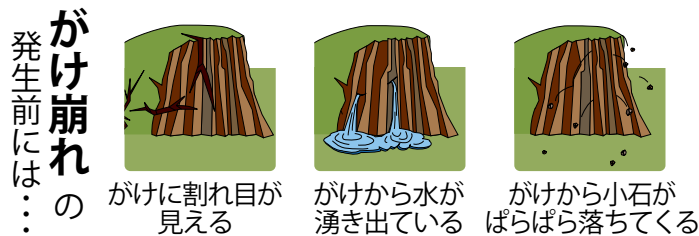
！雨量に注意

気象予報などを見るときには、雨量にも気を配る習慣をつけましょう。自宅周辺の雨量を測ることで、自宅周辺の土砂災害の危険の高まりを把握しやすくなります。
右図の雨量が土砂災害発生危険が高まる目安とされています。

高さ10cmのカップ酒の瓶を使うと風で倒れにくく便利です



！前ぶれ（前兆現象）にも注意



この他にも・・・

- 地鳴り、木根のちぎれる音、岩の割れる音などがする
- ものの腐ったようなにおい（腐葉土、下肥のにおい）がする
- 小動物が異常行動（騒ぐなど）をとる など

！災害情報を積極的に収集



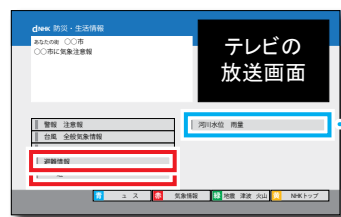
データ放送での確認方法 地デジテレビでNHK（地デジ1ch）を選択し、リモコンの**d** ボタンを選択

① 防災・生活情報を選択



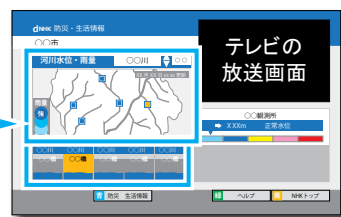
（テレビ画面イメージ図）

② 確認したい情報を選択



（テレビ画面イメージ図）

③ 河川の水位・雨量を確認



（テレビ画面イメージ図）

最終確認用

東前町内会

津波ハザードマップではありません

洪水・土砂災害 自主避難計画

当町内会では、住民全員が**雨の量**や**周辺の様子**に注意し、地域で避難開始を判断して住民全員で避難する仕組みを考えました。以下の項目をみんなで実践しましょう。

1 日頃から住民全員が やっておくこと

- 地域の避難箇所、避難経路を確認
- 雨量に気を配る



『洪水・土砂災害緊急避難地図』（中面）を確認

※ 地震・津波災害時の避難箇所とは異なります

2 雨が降り始めたら・・・

土砂災害発生危険が高まる目安は、**1時間雨量20mm、連続雨量100mm**の雨といわれています

各自で雨量を計測（裏表紙を参照）

自主避難基準 となる現象が起きていないか確認



3 自主避難基準 に達したら、町内会役員等に報告し、それぞれがすぐに避難対応！ →状況を共有して町内会みんなで避難対応！



自主避難基準 以下のような状況になったら、自主避難を開始してください。

□ 釜石市役所が“高齢者等避難”を発令した場合 など

※現在、明確な自主避難基準を絞りきれていません。情報提供・声掛けが消防団などからしてもらえることもありますが、**周囲の状況や、気象予報や災害情報を自ら確認し、自らの判断することが重要**です。そのため、「自分の家のある場所だと、“いつ”“どこへ”避難したらいいのかわかるように」を日頃から考えておくことが大切です。

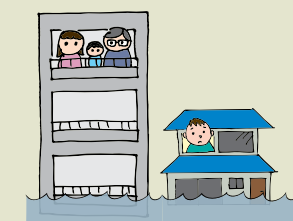
いざというときの避難対応 ∥「**早めの避難**」が重要！避難に時間のかかる方は早めの行動が必要です∥

早めの避難 安全に移動できる 場合（浸水前、台風接近前など）

安全な場所にある **親戚・知人宅** / 指定避難場所に限らず **安全と考えられる場所** へ避難

1人で避難することが難しい場合には、避難を手伝ってもらえる方に事前にきちんと相談しておきましょう。

状況によっては **自宅待機が最も安全な場合もあります**



緊急避難 移動に危険を伴う 場合（道路が水浸しなど）

自宅2階 / 近くの頑丈な建物の3階以上 へ避難
時間帯、天気、周囲の状況を見て、自宅のある場所の特徴をふまえて判断

※この計画は令和3年11月～令和4年2月に実施した「洪水・土砂災害に対する警戒避難体制の整備支援事業」を通じて、東前町内会として検討したものです。

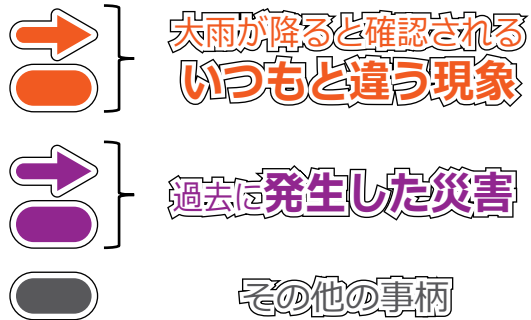
洪水・土砂災害緊急避難地図

東 前 町 内 会

現在の技術では正確な雨量予測や災害発生地の特定が難しいため、避難指示等に依存せず、**地域住民自らで危険に気づき、いざというときに避難の判断につなげる**ことが大切です。

住民懇談会で把握した情報

洪水・土砂災害緊急避難場所



土砂災害の危険性

(岩手県砂防基礎調査結果に基づく)

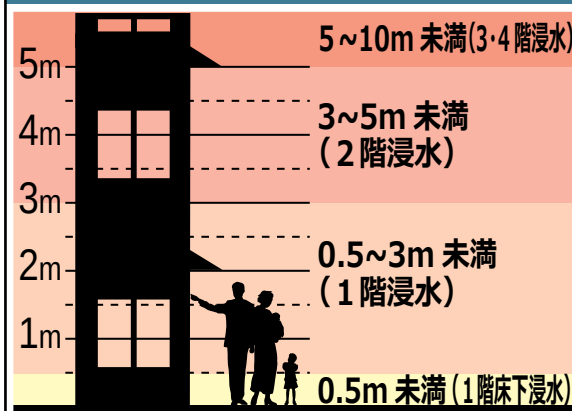
- 土砂災害特別警戒区域**
(土砂災害が起きた場合に、被害を受ける危険性が**特に高い**区域)
- 土砂災害警戒区域**
(土砂災害が起きた場合に、被害を受ける危険性が**高い**区域)
＜急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）＞
- 土砂災害警戒区域**
(土砂災害が起きた場合に、被害を受ける危険性が**高い**区域)
＜土石流＞

※破線は、指定準備中の区域

洪水ハザードマップ

(甲子川浸水想定区域図(令和元年)に基づく)

❗津波ハザードマップではありません

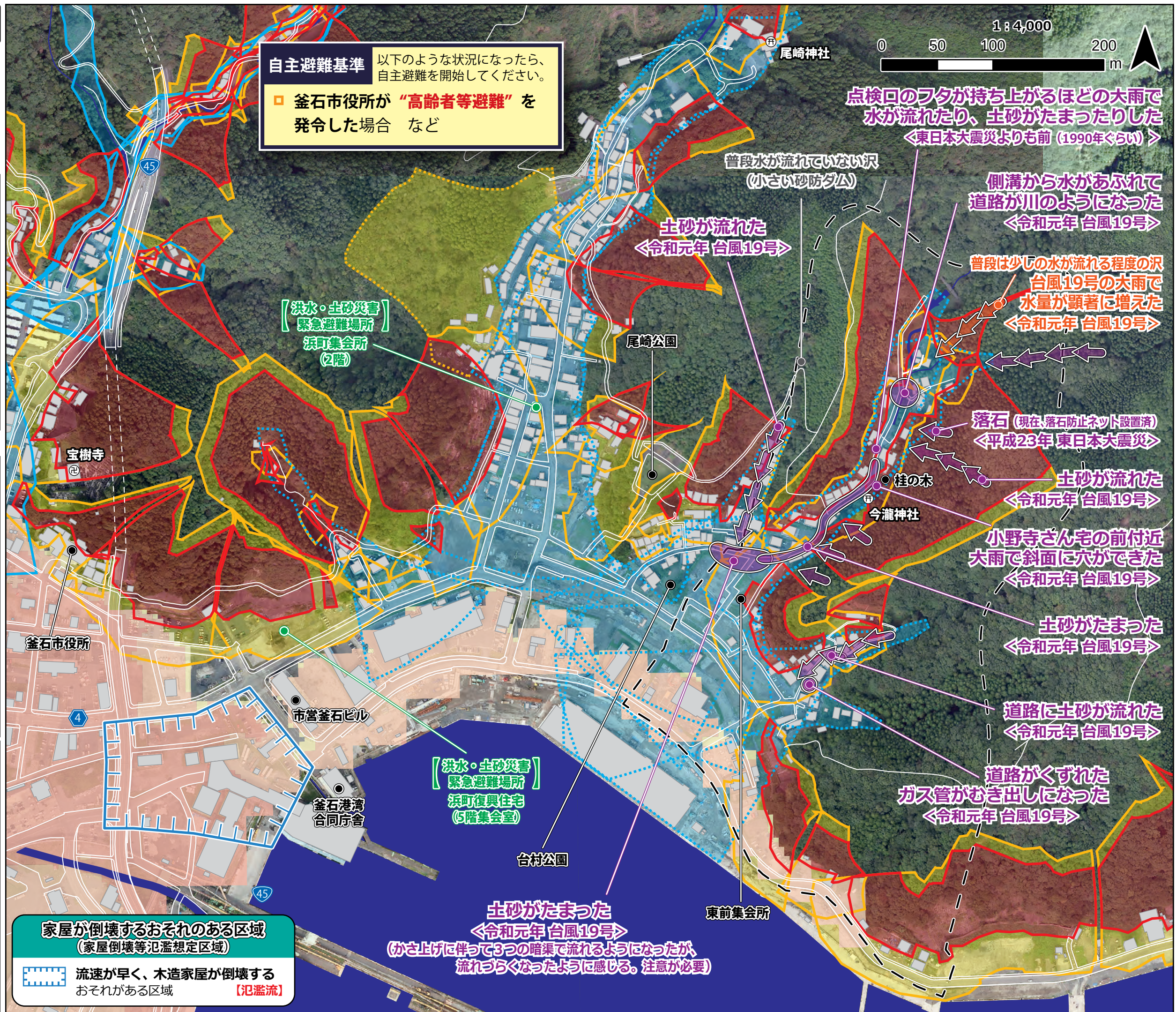


【令和4年2月作成】

自主避難基準

以下のような状況になったら、自主避難を開始してください。

- 釜石市役所が**“高齢者等避難”**を発令した場合 など



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R3JHs 493」航空写真は、2016年9月に岩手県が撮影した写真を使用した。